

令和7年度第1回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和7年8月26日(火) 午後2時から

場所 鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)
2Fコミュニティホール

【出席者】

(委員)

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市
安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
NPO法人タナギ理事長	鎌田 麻子
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

【欠席者】 なし

【事務局】

健康推進課 長幡 祐自課長、石渡 一光課長補佐、保健予防係 高橋 誠係長
福祉総合相談センター 平川 健司副主査、濱崎 圭一副主査
福祉課 四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐
地域ささえあい係 久保 正治係長、久保 和正主任主事
子ども支援課(子ども家庭センター) 鈴木 卓センター長
社会福祉協議会 羽田事務局長、高橋 徹主任、吉田 華子副主任
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所 大塚、小林

【傍聴人】 1名

<次 第>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員等紹介
- 4 議事録署名人の選出
- 5 議題

(1) 第4期計画策定にあたって【資料1】

- ① 計画の位置づけ
- ② 健康増進・地域福祉をめぐる国・県の動向
- ③ 鴨川市の健康福祉を取り巻く状況
- ④ 計画策定の方向性

⑤ 計画の構成（案）

⑥ 計画の期間・他計画との関連

（２）市民アンケート調査 調査報告書について【資料２】【資料２－２】

（３）地域福祉計画策定における今後の取り組み及びスケジュールについて

① 今後の取り組み及びスケジュール【資料３】

② 団体インタビューについて【資料３－２】

６ その他

第１回合同会議及び第２回会議 令和７年１０月２２日（水） 鴨川市ふれあいセンター

（１）健康づくり推進協議会との第１回合同会議 午後１時３０分 ２階コミュニティホール

（２）第２回地域福祉推進会議 午後３時 ２階研修室

７ 閉会

〈会議録〉

１ 開会

事務局：皆さま、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます市民福祉部福祉課地域ささえあい係長の久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に資料確認をさせていただきます。事務局から事前に配付しました資料として、【資料１】「鴨川市健康福祉推進計画」策定に当たって、【資料２】「鴨川市健康福祉推進計画」策定のための市民アンケート調査報告書、【資料２－２】鴨川市まちづくりアンケート調査から見る状況、【資料３】今後のスケジュール(案)。

本日配付させていただいた資料で、会議次第、名簿及び席次表、【資料３－２】団体インタビューについて、以上になります。過不足等ございませんでしょうか。なお、会議途中で綴じ込み資料に落丁ございましたら、お申し出くださるようお願いいたします。

この会議につきましては、鴨川市情報公開条例第２３条に基づき、公開することとなっております。本日の傍聴人は１名でございます。また、議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承願います。それでは、会議を始めさせていただきます。

はじめに議題に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。ただいま７名の委員の出席をいただいております。鴨川市附属機関設置条例第５条第２項の規定により、本日は、過半数の委員が出席されておりますので、本会議は成立いたしました。よって鴨川市地域福祉推進会議を開会いたします。

２ あいさつ

事務局：はじめに福祉課四宮課長から、ごあいさつを申し上げます。

四宮福祉課長：本日は、第１回鴨川市地域福祉推進会議を開催しましたところ、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆さまには日ごろより福祉行政の推進に多大なるご尽力を賜っておりますことを重ねて感謝申し上げます。

さて、本市では、人々がさまざまな生活課題を抱えながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「誰もがささえあい、安心、元気でつながるまちづくり」を基本理念とし、令

和3年度から令和7年度までを計画期間とする鴨川市第3期地域福祉計画を令和3年3月に策定し、最終年を迎えています。この第3期の現行計画を継ぐ、第4期地域福祉計画を策定するにあたり、市民の皆さまから計画策定の基礎資料として、ご意見、ご要望やこれまでの取組に対する評価について幅広くお聞きするため、健康福祉全般のアンケート調査を昨年度実施しました。市民から頂いた貴重なご意見を踏まえ、計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

この後、担当から計画策定に当たっての概要やアンケート結果の報告などについて説明しますので、委員の皆さま方におかれましては、さまざまな見知から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本市としましては、この地域福祉計画に基づき、一人ひとりが輝く地域共生社会を目指してまいりますので、委員の皆さまには引き続きのお力添えをお願い申し上げます。本日はよろしくをお願いいたします。

3 委員等紹介

事務局：今年度初の会議であり、事務局も異動で変わっていることから、自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、榎本 豊様から順によろしくをお願いいたします。

(各委員自己紹介)

榎本 豊(えのもと ゆたか) 様 寺尾 勝彦(てらお かつひこ) 様
鈴木 助市(すずき すけいち) 様 栗原 弘道(くりはら ひろみち) 様
鎌田 麻子(かまだ まやこ) 様 濱田 勝久(はまだ かつひさ) 様
遠坂 貴志(とおさか たかし) 様

続きまして、事務局の紹介に移ります。

福祉課長の四宮 俊英でございます。(四宮課長 あいさつ)

健康推進課長の長幡 祐自でございます。(長幡課長 あいさつ)

子ども支援課長の嶋津 延枝でございますが、所用により欠席となります。

鴨川市社会福祉協議会事務局長の羽田 幸弘でございます。(羽田事務局長 あいさつ)

以下は席次順に自己紹介させていただきますので、席次表をご覧ください。

(以下～席次順に自己紹介)

また、健康福祉推進計画策定に係るコンサルタント業者である株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の職員を同席させておりますので、ご了承願います。以上で、職員等の自己紹介を終わらせていただきます。

4 議事録署名人の選出

事務局：設置条例第5条の規定により、委員長が議長となることとなっていますので、議長職を榎本委員長にお願いし、進めていきたいと思っております。榎本委員長、よろしくお願いいたします。

榎本委員長：お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。議事録署名人の選出については、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

榎本委員長：それでは、議事録署名人を鈴木委員にお願いします。

5 議題

(1) 第4期計画策定にあたって【資料1】

① 計画の位置づけ

事務局（渡邊課長補佐）：本計画は、地域福祉計画と健康増進計画の2つの計画を一体として策定するもので、本市の健康・福祉に関する各種施策を総合的に推進していく基本とするものです。本市では平成28年度を始期とする第2期計画からこの両計画を「健康福祉推進計画」と称し一体的に策定しています。

内容については、1ページ下段のイメージ図のとおり、鴨川市総合計画を上位計画として位置づけ、健康増進計画には、食育推進法第18条に定める「市町村食育推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を包含しています。

また、地域福祉計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含します。社会福祉法第106条に基づく「重層的支援体制整備事業」についても、国の方針に注視しつつ、本計画に盛り込んでまいります。

また、図の下にお示ししたとおり、左から「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「男女共同参画計画」、中ほどの「障害者（児）福祉総合計画」及び「こども計画」といった福祉関係の各計画の上位計画として本計画を位置づけています。また、市が策定する既存の個別計画との連携も図ります。

そして、点線の枠組みから外に矢印でつながっていますが、これまで地域福祉計画と連動・連携してきた社会福祉協議会が策定される「地域福祉活動計画」についても地域福祉計画の中に包含する計画となります。

② 健康増進・地域福祉をめぐる国・県の動向

事務局（高橋係長）：2ページの「I）健康増進分野」についてです。健康増進に係る重要事項としては、令和5年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（新基本方針）」が告示されています。この新基本方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から17年度までを期間として、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」という国民運動を推進するものと指定されています。この「健康日本21（第三次）」では、人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で各人の健康課題も多様化しており、健康寿命が着実に延伸している中で、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促すこととし、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組」を推進することに重点を置いています。

それを受け、千葉県でも令和6年度から令和17年度までを期間とした「健康ちば21（第3次）」を策定しています。なお、新基本方針には、市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項が定めてありますので、これに沿った計画を策定していきたいと思います。

「国の動向」と「県の動向」の表をご覧ください。「母子保健分野」については、国は「成育

医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく国民運動として、「健やか親子 21」を掲げています。県としては令和 7 年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」を策定しています。

「食育推進分野」では、国では「第 4 次食育推進基本計画」、県では「第 4 次千葉県食育推進計画」が策定されています。なお、国の「第 4 次食育推進基本計画」においては、今年度令和 7 年度が計画の最終年となっていますので、現在、第 5 次計画の策定が進められているところです。この第 5 次計画の内容も今回の計画への反映を重視しなければならないと考えているところです。

「自殺対策分野」については、国では「新たな自殺総合対策大綱」、県では、「第 2 次千葉県自殺対策推進計画」が策定されています。

「歯科保健分野」については、国では「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第 2 次）」、千葉県では「第 3 次千葉県歯・口腔保健計画」が定められています。

1 つ 1 つの計画や大綱の説明については省かせていただきますが、本計画の策定に当たっては、これらの国や県の指針、方針、計画等の動向を踏まえながら策定する予定です。

事務局（渡邊課長補佐）：3 ページ、「Ⅱ）地域福祉分野」についてです。令和 2 年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されて以降、生活困窮者自立支援法のほか、孤独・孤立対策、成年後見制度、再犯防止など福祉分野に横断的に関わる法改正や計画の見直しが行われています。地域福祉を取り巻く状況は大きく動いており、これらの動きを踏まえながら地域福祉計画の策定を進める必要があります。詳しくは中ほどの表で示したとおりです。

「成年後見制度」については、令和 4 年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

「ひきこもり」については、令和 4 年度からひきこもり支援推進事業の拡充。

「再犯防止推進事業」については、令和 5 年に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、同じく令和 5 年には「地方再犯防止推進計画の策定の手引き」が改定されています。

「孤独・孤立対策」については、令和 6 年「孤独・孤立対策推進法」が施行され、同年、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が閣議決定されています。

「こどもの支援」については、令和 5 年にこども基本法が施行され、令和 6 年には、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律が施行されています。

「生活困窮者の支援」については、令和 7 年、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が施行されています。

「今後注視すべき国の動向」として、令和 7 年 5 月に社会福祉法改正に向け「地域共生社会のあり方検討会議」中間とりまとめが示されています。「重層事業を活用せず、包括的な支援体制整備を進める自治体への支援に向けた議論の必要性」、「成年後見制度における司法と福祉との連携強化が不可欠」、「若者や身寄りのない高齢者に対する支援のあり方の検討」が挙げられています。2 つ目に、住宅セーフティーネット法改正が令和 7 年 10 月施行ということで、市町村の居宅支援協議会設置が努力義務化されています。3 つ目に、生活困窮者自立支援制度における支援会議について、設置と活用が努力義務化されています。この中のいくつかの国の動向を受けて、県から市町村とのやり取りが始まっています。

「県の動向」として、「第四次千葉県地域福祉支援計画」が令和5年9月に策定されています。

③ 鴨川市の健康福祉を取り巻く状況

事務局（渡邊課長補佐）：続いて4ページ、「3 鴨川市の健康福祉を取り巻く状況」についてです。大きく①、②とあり、「②アンケート調査からみる状況」については、議題（2）で時間をかけて説明したいと考えています。

「①統計情報からみる状況」については、9つの項目を挙げています。これらの情報は鴨川市統計書（令和6年版）より引用されたデータです。

左上、「65歳以上の人口比率」は、令和2年には38.3%だったものが、令和5年には39.8%と、高齢者割合が約4割まで上昇している状況です。

「世帯」の状況は、令和元年には世帯数が16,145世帯（1世帯当たり人数2.04人）だったものが、令和6年には16,061世帯（1世帯当たり人数1.90人）と、世帯の少人数化が進行している状況です。

「外国人人口」は、令和2年は668人、令和6年は845人と直近5年間で約27%の増加となっています。

「自殺死亡率（10万人当たり自殺者数）」は、令和元年には千葉県15.18に対して、鴨川市18.14、令和6年には千葉県14.67、鴨川市16.22と、令和元年と比較し令和6年は低下している状況ですが、県よりやや高い状況です。

「生活保護の総数」は、令和2年が世帯数225世帯、世帯人員が259人だったものが、令和5年には世帯数248世帯、世帯人員284人で、今後も支援を要する方の増加が見込まれます。

「地域福祉センター利用状況」は、平成30年が7,052人だったものが令和5年には4,511人と、コロナ禍に減少して回復しつつあるものの、以前の水準には回復していない状況です。

「健康寿命（65歳平均自立期間）」は、平成28年が男性17.87年、女性20.29年、令和3年には男性17.49年、女性20.42年で、健康寿命は、女性は延伸しているものの男性は減少しており、男女ともに県全体の数値を下回っている状況です。

「主要死因別死亡者の割合」は、平成30年は、がん・心疾患・脳血管疾患が49.5%、老衰が11.7%に対して、令和4年には、がん・心疾患・脳血管疾患が46.4%、老衰が12.7%と、特に心疾患の割合が1.8ポイント減少しています。

「要介護（要支援）認定率」は、令和元年には、千葉県15.9%、鴨川市19.3%、令和5年には、千葉県17.4%、鴨川市19.8%と、県も上昇傾向にあります。一貫して市が上回っている状況です。

④ 計画策定の方向性

事務局（渡邊課長補佐）：5、6ページは「4 計画の方向性」で、「健康増進分野」と「地域福祉分野」の策定の方針について、それぞれ記載しています。

事務局（高橋係長）：5ページ、「Ⅰ 健康増進分野」の計画策定の方向性について説明します。先に説明しました国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」には、健康増進計画の策定に関する基本的な内容が掲げられており、鴨川市の計画についても、この新基本方針と千葉県の健康増進計画である「健康ちば21（第3次）」を勘案して計画していくこと

になるかと思っています。

この新基本方針の中身は、4つの基本的な方向を示しており、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースへのアプローチを踏まえた健康づくりとなっています。

また、重要である事項として、幼少期からの生活習慣や健康状態が成長してからの健康状態に大きく影響を与えるとして、高齢期に至るまで健康を保持するためには、高齢者の健康を伝えるだけではなく若年期からの取組が必要であると、今回指摘されています。それを受け、「健康日本 21（第三次）」においては、健康な食環境や身体活動、運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくり、また、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備を行い、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりというものを目標として掲げています。

特に、その中でも新たな方向性として、「ライフコースアプローチ」という言葉を使い、健康づくりの視点を重要視しています。「ライフコースアプローチ」とは、胎児期から高齢期にいたるまでの人の生涯を時間経過に伴って捉えた健康づくりの新しい考え方です。

これまでの鴨川市の第3期計画では、乳幼児、青壮年期、高齢期という人の生涯の各段階、いわゆる「ライフステージ」に応じた施策を進めてきましたが、今回の国の新基本方針では、これらの施策を進めてきた中の課題やリスクをもう一度調査し、それらの施策を推進するとともに、ライフコースアプローチ、特に「こども」「高齢者」「女性」というライフコースに着目した健康づくりを推し進めていくところです。鴨川市の健康増進計画につきましても、これらの方針に沿うような形で、進めていければと思っています。

事務局（渡邊課長補佐）：資料6ページ、「Ⅱ）地域福祉分野」についてです。『地域福祉』とは、公的な福祉サービスではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助け合い・ささえあいの力で、誰もが安心して暮らせるような地域社会をつくっていくことです。鴨川市では、医療・福祉において社会資源に恵まれた環境にありますが、人口減少や少子高齢化の進行、医療・福祉ニーズが増大すると見込まれています。そこで、住民が主体となって、地域生活課題の解決のために活動し、ふれあい、共にささえあう共生の地域づくりを目指し、「自立」「共生」「公共」という考え方を基本に、地域福祉を推進することが重要と考えます。

中ほどにイメージ図をお示ししています。その下にア、イ、ウで挙げた3項目が、今回第4期で新たに検討を進めていこうという項目です。

ア）市町村再犯防止推進計画

市町村再犯防止推進計画とは、地域社会の理解と協力を得ながら、犯罪をした人などの円滑な社会復帰を支援することで再犯を防止し、安心して暮らせる社会を目指すものです。本計画では、新たに市町村再犯防止推進計画を包含しています。

イ）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域の多様化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るものです。

ウ）孤独・孤立、若者、ヤングケアラー、ひきこもり対策のさらなる強化

これまでも、高齢者の孤立防止など、制度の狭間や複合的な課題を抱えた市民への支援に努

めてきましたが、国や県の方向性を踏まえ、より明確に「孤独・孤立、若者、ヤングケアラー、ひきこもり対策」等について取組を検討していきます。

⑤ 計画の構成（案）

事務局（渡邊課長補佐）：資料 7 ページ、「5 計画の構成（案）」をご覧ください。これが後々、計画の目次の部分に当たってくるかと思います。全体の計画を、第 1 部、第 2 部を「各論Ⅰ」として健康増進計画、第 3 部を「各論Ⅱ」として地域福祉計画と 3 つに分けた構成とします。

第 1 部の総論部分は、「第 1 章 計画の策定に当たって」、「第 2 章 鴨川市における健康福祉の現状及び課題」、「第 3 章 健康福祉推進計画の基本的な考え方」と、3 つの章立てで構成します。

第 2 部の健康増進計画の第 2 章では、先ほど説明にもありました「ライフステージに応じた健康づくり」や「地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進」を加えた形です。

第 3 部の地域福祉計画では、2 つのボックスで示していますが、第 2 章の第 6 節で「再犯防止推進計画」を新規という形で追加しています。また、第 3 部に重層的支援体制整備事業に関する内容を包含しています。

⑥ 計画の期間・他計画との関連

事務局（渡邊課長補佐）：資料 8 ページ、「6 計画の期間・他計画との関連」です。「計画の期間」は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年を計画期間とします。お示しした表では福祉関連の計画、下段には千葉県が策定する地域福祉支援計画の計画期間を示しています。

先ほど 1 ページ目の説明でも触れましたが、計画の推進にあたっては、市の最上位計画である総合計画との整合を図りながら、他の福祉関連計画との整合・連携を図って計画を策定していきたいと考えています。説明は以上です。

榎本委員長：ただ今、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見がある方は挙手をして氏名を名のった上でご発言をお願いします。

鎌田委員：人口の減少や少子化も進んでいて、出生率の低下についても国の予測よりはるかに低下している現状です。この地域で仕事をしていてもひしひしと感じますが、福祉の業界などは、求人を出しても定年後の再雇用の方を雇わなければならず、労働力の不足も非常に深刻だと思います。鴨川市の人口とその構成を考えたときに、今後、人口の動態がどういう規模で変化していくのか、持続可能な自治体なのかどうかも予測する必要があるのではないかと思います。その辺りは、どこかの計画または調査で、今後の鴨川市の人口規模、年齢の構成等で何か予測されているものがあるのかどうか。あるのであれば、どこを見ればいいのか教えてください。

事務局：今、最上位計画である総合計画を企画政策課で策定しており、令和 8 年度からの計画を作っている最中で、その中で、何年後にはこれくらいの人口になるだろうという人口推移等を示しています。総合計画の中身もお示ししながら計画作りをしたいと思っており、完全なものではありませんが、次回かその次の会議の際にはお示しできると思います。

鎌田委員：ありがとうございました。

栗原委員：4ページの「自殺死亡率」が10万人あたり16.22というのは、鴨川市は3万人なので、3で割ると年間5人くらいいるということでしょうか。その下の「健康寿命(65歳平均自立期間)」は、例えば、男性は17.49年となっていますが、どう見ればいいのか、教えてください。また、鎌田委員も言われましたが、人口減少、高齢化、ひとり暮らしの老人が多くなるというのは、年々ひどくなっています。若者の人口が非常に減っている、仕事先がないなど、資料の調査報告書を見ても人口減少、若者の減少が一番の問題ではないかという気がしています。3年後、5年後という計画になっていく以前にどんどん進んでいきます。それをいかに少なくするかという具体的な計画はどうなのかと感じています。間違いなく、高齢化と一人一人の福祉の荷重が非常に重くなり、後見人の負担もだんだん重くなります。それらの負担が計画だけでは収まらない、既に実行していかなければならない現状ではないかと思います。

榎本委員長：今、人口減少等はデータが分からないのですが、総合的な課題ですので、方向性などがあればお願いします。

事務局：今後の3回の会議で、素案や国からの指導、鴨川の人口のありようも示しながら、ご意見をいただきながらというところですが、地域福祉の大きな課題としては、福祉の人材不足と担い手不足、あと地域コミュニティの希薄化の2つが大きな課題かと思います。5年前の計画策定時に、民生委員のお願いをする事務局に関わらせていただき、6年前の地域の状況がここ数年で大きく担い手不足となり、活動が立ち行かなくなっていると身に染みて感じています。こういった内容も共有しながら、ご意見、アドバイスを頂いて計画に反映できればと考えています。

ジャパン総研：自殺死亡率については、10万人あたりの人数を割り出したものですので、3万人程度の人口とすると、5～6人程度というのが実際の数値となります。また、健康寿命については、自立生活を送ることができる期間ということで、65歳以降の数値です。これは平均寿命から介護、寝たきり、認知症などになった期間を差し引いた数字です。

遠坂委員：鎌田委員、栗原委員からの発言は今風の言葉でいうと2040年問題を見据えて、今後、この市においてどうしていくのかという話だと思います。次期計画を立てるスタート地点なので、鴨川市の15年後、2040年の人口動態、高齢者率、若者の人口、労働力等々を見据えて、2025年にどういうものを作っていこうかという議論になればいいと思っています。

4ページの「生活保護の総数」では、令和2年から令和5年の3年間で被保護率が10%伸びており、結構高いと思いますが、増えた分の内訳は高齢者が一番多いのでしょうか。

また、3ページにある文言や表は地域福祉計画の中に入れ込まれるという理解でよろしいでしょうか。それを踏まえて、下から2つ目の枠の「今後注視すべき国の動向」にある記述は現行計画にはない計画なので、ある程度、今後注視すべきという重点をここで示されると非常にいい流れだと思います。この1点目で「令和7年5月、社会福祉法改正に向け『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめが示される」と、中間とりまとめを紹介されたのは非常に有意義なことだと思います。上のほうに「令和4年『第二期成年後見制度利用促進基本計画』

閣議決定」とありますが、この中間検証報告が今年3月に出ています。これは今後、成年後見制度の利用促進をする地方自治体において羅針盤になる情報ですので、今後、策定をする動きの中で、「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめに加え、成年後見制度利用促進の国の中間検証報告も照らし合わせながら作っていかれるようお願いしたいと思います。

事務局：1点目、鴨川市の生活保護については、高齢世帯が最も多いという特徴があり、全体の65%程度が高齢世帯になっています。高齢世帯が生活保護になってしまうのは、あまり病院に行かなかった方が65歳を過ぎて病院に通うようになり、年金が少ない方が医療費の支払いが難しくなって生活保護の相談に来られるケースが一番多い状況です。

遠坂委員：高齢者の被保護率が高まっているのは、身寄りのない高齢者の課題と不可分な現象ということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

榎本委員長：成年後見制度について、事務局を務めている社会福祉協議会の事務局長からお願いします。

事務局：社会福祉協議会で委託を受けて成年後見制度を促進するための事業を行っています。また、法人後見ということで、鴨川全域を対象に法人として後見人になるという事業の展開も行っています。身寄りのない方もそうですが、近くに身寄りがいても支援してもらえない、遠くにいて帰ってくることもあまりないという状態で支援を受けられない人たちが認知症になる等の関係で、後見制度を利用しなければならないという方が増加しています。法人後見のほうは令和元年度から全体を地域で行うようになりましたが、令和5年度の件数が40件、令和6年度は60件と、1.5倍になり、この調子で増えていくと、どんなことが起きるのだろうということで、対応できるように体制の整備を図っているところです。

鈴木委員：6ページの「ア）市町村再犯防止推進計画」について、鴨川市の犯罪件数等が理解されていないので、どのような状況なのかと思います。同時に、再犯に対しては保護司等が再犯しないように日常的に会話を通じて努力されているのではないかと承知しています。これにも増して再犯防止をするということは、再犯をする人が多いからこういう防止策を配慮する必要があるのかと思わざるを得ません。その辺の計画の根拠を確認させてください。

事務局：再犯防止に向けて改めて計画として作る目的は、犯罪率が高くなって気をつけなければということではなく、国の狙いです。再犯を防ぐためには刑務所や少年院の指導だけではなく、地域社会全体で受け入れ体制の整備をすることによって罪を重ねることがないように、という視点から地域での再犯防止計画を立てていこうというのが大きな国の目的です。再犯防止の法律ができ、市町村もこの計画を立て、地域の中での受け入れ体制、見守り体制を構築していくことが大きな目標になるのではないかとということで、単独で計画を策定する市町村もありますが、地域福祉という観点にも絡め、この計画の中で統一する形で策定していこうという考え方です。

鴨川市の犯罪率については、具体的な数字を持ち合わせていませんので、次回、具体的な再犯防止計画をお示しするにあたって、数字などはお伝えしたいと考えています。

栗原委員：再犯防止について、私の経験からお話しします。犯罪者の数は、どちらかというと市外から来た人たちが自転車泥棒など窃盗をすることが多いらしく、鴨川市自体は少ないという現状のようです。また、鴨川市の保護司さんの話を聞くと、そんなに対象者がいるわけではなく、他市よりはかなり少ないほうだと思います。私は2人担当していますが、それは多いほうで、全体的には少ないと思います。ただ、その中で、去年の秋に帰った人は仕事がなかなか見つからず、ずっと日雇いのようなアルバイトをしています。そのまま生活して高齢になるとどうなのかということで、職を探したらどうかと相談したことがありますが、アルバイトをしているとハローワークに行けないのです。相談するところがないことと、一番大事なのは働く場所がないことです。鴨川市もできる範囲で教育事業士になって雇用を募集する企業がもっとあればと思っています。まずは相談するところをもう少し柔軟に、日曜日や仕事が終わった時間帯に相談するところがあれば、もっといいと思います。もう1つは再犯について、保護観察をしたアルコール中毒の人がまた刑務所に入ってしまったという話を聞きました。保護司は保護観察の間は対応しますが、それが過ぎると全ての情報を保護観察所に返却し、接点がありません。たまたま身近にいたので情報がわかりましたが、保護観察以降はどうしたらいいのか、対応が難しい問題だという気がしています。また、地元の人ではなく、よそから大麻を持ってきて面白半分に吸ってしまうということもあるようですので、それも心配しています。

榎本委員長：ありがとうございます。他にご意見ございますか。

栗原委員：もう1つお聞きします。私はお寺の住職をしていて最近気になることがあります。遺骨を引き取らずに市町村にお任せするというケースが増えてきているそうですが、鴨川市でもそういうことがあるのでしょうか。

事務局：市のほうで預かることはなく、身寄りがなくてどうしようもない場合は、市で関わっているいすみの業者をお願いして埋葬してもらうことはあります。

栗原委員：市民が亡くなって、引き取り手がないとか、例えば、親族がいるけれども拒否されるということですか。

事務局：市民に限らず、墓地埋葬法に基づき、事が起こって身柄がわかったところで発見した市町村がということでは、市町村の責任ということかと思います。確かな根拠がありませんが、ご家族がおられて引き取り手がないという場合、福祉のほうで相談を受け、幾らかの費用を負担して埋葬するという事業を行っている事業所がありますので、そちらをお勧めする形になります。生活保護受給者であれば保護の中で対応がありますが、身内がおられる場合、行政では積極的に無縁仏でということとは行っていないと思います。社会福祉協議会でも事業としてはあると思います。

事務局：先ほど権利擁護、後見人の話をしましたが、そういった絡みの中では、今のような事業者を

お願いするケースが出てきています。これはお墓問題とよく言っていたのですが、相当前から発生していました。それが、あるが故にそういったことを専門に行う事業者も存在するようになり、福祉関係のさまざまな受け皿としても、10 年前とは全然違う充実の仕方をしています。そういう受け皿があるので、そういうところに委託していくことが起きてきました。例えば生活保護や後見人の中で個人の意思確認をできる限りしながら、そういった整備をしていくことは実際にあります。親族がいても受け取り拒否、親族がいない、お墓はあるけれども納めることが難しいケースなども存在して、最終的に業者をお願いして、集合墓地のようなものを活用するようなことは相当数出てきています。後見人制度を活用される方で、生前にある程度、そういう対応を考えておく必要がある方はおられます。

榎本委員長：よろしいですか。それでは、議題（１）「第４期計画策定にあたって」について、ご承認いただけますか。

（異議なし）

榎本委員長：では、策定するという事で前に進めたいと思います。

（２）市民アンケート調査 調査報告書について【資料２】【資料２－２】

事務局（渡邊課長補佐）：資料２、「健康福祉推進計画策定のための市民アンケート調査 調査報告書」を使って説明します。地域福祉計画部分、健康増進部分も合わせてのアンケートですが、報告書の分量が 126 ページと膨大ですので、本日は地域福祉計画部分について、主な結果を抜粋して報告させていただきます。

３ページ目をお開きください。本調査は「健康福祉推進計画」の策定にあたり、令和６年度に実施したアンケートです。前回１月に実施した令和６年度の本会議においては、このアンケートに対して、委員の皆さまから慎重にご審議、多くのアドバイスを頂いて、アンケートの設問に反映させていただきました。設問数は 59 問、鴨川市内在住の 18 歳以上の市民を無作為に抽出した 2,000 人を調査対象としております。実施時期は令和 7 年 2 月 14 日から 3 月 6 日です。回収結果は、有効回収数が 843 件（郵便 638 件、Web 回答 205 件）、42.2%の回収率でした。前回、第３期計画策定前に実施した調査の有効回収数は 806 件の 40.3%でしたので、約 40 件、1.9%の増という結果になりました。

内容については、項目が多い関係で本日は地域福祉計画の部分について、主な結果を抜粋して説明します。

問 9～19 は地域福祉についての問です。14 ページ、問 9 の「あなたは、普段ご近所とどの程度付き合いをしていますか」という設問に対し、あいさつ程度と答えた 20 歳代以下で、顔も知らない割合が他の世代より多く、近所のつながりが希薄であるという結果が出ています。

15 ページ、地域活動についての問では、自治会・区の行事、防災訓練、声かけ、話し相手などが中心で、子ども会や P T A 活動などは、「地域にない、わからない」の割合が他に比べて高い結果となっています。

20 ページ、問 11 は地域への関わりの意識についての問です。「隣近所で気軽に挨拶したり、

声をかけあったりしたい」が最も多く、年代が上がるほど「隣人との助け合いやつきあいを大切にしたい」という方が増えています。

29、30 ページはボランティアの参加意向の部分です。問 17 の今後ボランティア活動をしたと思うかという設問に対しては「わからない」という方が最も多く、参加の意向ありは4割にとどまっています。問 18 については、参加促進の条件として「気軽に参加できる」、「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由に決められる」という回答が多くなっています。

36 ページからの問 20～34 が福祉のまちづくりという観点での設問です。問 20 が困ったときの相談相手についての問で、福祉に関して困ったときの相談相手は、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」、「市役所の担当課」となっています。

38 ページ、問 21 が福祉サービスに関する情報の入手状況についてで、「あまり入手できていない」が最多、30 代～50 代では「ほとんど入手できていない」という回答を頂いています。

42 ページ、問 24 が鴨川市の住みやすさについての設問です。高齢者や障害者、子どもにとっての住みやすさは「ふつう」が最多、「住みやすい」が約 1 割、「住みにくい」が約 3 割、30 代～50 代は「住みにくい」が最多となっています。

43 ページ、問 24 で「住みにくい」とお答えの方に理由を尋ねました。交通機関が不便、買い物に不便、道路状況が不便、親子で遊べる場所がないという回答が上位を占めています。

53 ページ、問 30 が再犯防止に関する設問で、再犯防止に必要なことは、窓口の充実、就労機会、就労支援が上位を占めています。

55 ページ、問 31 では、福祉総合相談支援センターの認知度をお尋ねしています。「名前も設置場所も知らない」が最多でした。

56 ページ、問 32 で社会福祉協議会の認知度をお尋ねしています。47%の方が「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」という回答でした。

問 35～問 38 が災害時に関する設問です。63 ページ、「災害時に対する備えについて」の問 35 で、災害時の取り決めをしていますかということをお尋ねしています。「同居の家族と」が最多で、回答いただいた 3 割の方が「特に誰とも取り決めていない」という回答でした。

問 39～問 56 は健康の部分に関する設問ですので、割愛させていただきます。

最後のまとめとして、市の満足度や今後の課題について、お尋ねしています。

93 ページ、鴨川市の健康・福祉の満足度について、高い項目が、「栄養・食生活による健康増進」、「歯と口腔の健康づくり」、「生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底」。低いものが「休養・こころの健康づくり」、「喫煙・飲酒対策の充実」などになっています。

99 ページ、問 58 で今後重要と考えていることを尋ねています。高いものとして「災害時等の非常事態に備える体制づくり」、「安心して生活できる環境づくり」、「地域づくりを支える包括的な仕組みづくり」が必要ではないかという結果です。

102 ページ以降は、それぞれアンケートを回答された方に自由記載でいただいた意見です。個人情報は見えない状態にした上で、具体的なコメントを掲載しています。

住民意識調査の概要からみて取れる点

- ・30 歳代以下では近所付き合いが希薄化しており、ほとんど顔を知らない層が 1～2 割みられる。
- ・地域活動及びボランティア活動の参加率は経年で低下傾向がみられる。

- ・福祉について相談先がわからない方が一定程度（8.8％）存在し、孤立しない支援が求められる。
- ・20歳代以下はICTでの情報収集が3割と高く、若年層向けにはICT活用が効果的。
- ・住みにくさの要因として、交通機関の利便性、買い物の不便さが挙げられる。
- ・福祉総合相談センターの認知度は5割程度にとどまっている。
- ・災害時の連絡方法では約3割が誰とも取り決めをしていない。
- ・健康状態の認識は経年でやや低下している。
- ・心理的な問題で悩む方が4割程度おられ、理由としては人間関係や健康問題が多いといった状況がみて取れる。
- ・不満度が高い項目として、「災害等の非常事態に備える体制づくり」、「権利と利益を守る体制づくり」
- ・年代別の特徴として、80歳以上、20歳代以下は相対的に満足度が高く、40歳代、50歳代の満足度が相対的に低い。40歳代は生活習慣病の予防などの健康増進分野が低く、60歳代で非常事態に備える体制づくりなど地域福祉分野が低い。

4ページ目に「報告書を見る際の留意点」がありますので、それをご確認の上、お時間あるときに一読いただければと思います。

また、資料2-2の「アンケート調査からみる状況」については、令和6年度に市が行った「鴨川市まちづくりアンケート」から健康福祉に関わる結果を抜粋しており、計画策定の基礎資料として、活用していきたいと考えていますので、目を通していただければと思います。

榎本委員長：ただ今、市民アンケートの詳細について説明がありました。何かご質問等ございますか。

栗原委員：7月30日に津波警報があったときに車で逃げましたが、例えば、セブンイレブンやガソリンスタンド等は閉まっていて、どこに行こうかと少し苦労しました。その後、ジャスコのお客さんは屋上に上がっていたと聞きました。市ではそういう場所を提供して避難する人を受け入れてあることはわかりますが、今回はこういう場所でこういうことがあったと教えていただくと、今後の参考になると思います。

榎本委員長：避難に関する質問がありましたが、行政として何か考え方がありますか。

事務局：前回、民生委員の会議の中で、危機管理課の職員が今回の津波の件に関して講習会を行いました。また、行政レベルの話ですが、亀田クリニックとそのときの対応について、また、今後の対応についても打ち合わせをしています。市民の方に対しては、7月30日の津波に対しての振り返りの周知より、普段の備えが大事だと思っています。津波に限らず大雨等もありますので、危機管理課とも調整しながら市民の皆さまには災害の備えについて周知に努めて参ります。

鈴木委員：アンケート結果がパーセンテージで示してあり、黒や薄い黒など何色かに分かれています。これだと仕分けするのが難しいので、よければ箱の中の色塗りをもう少し大きくして、上の説明が即わかるような方法にいただければと思います。

事務局：ありがとうございます。改めます。

榎本委員長：他によろしいですか。特にないようですので、承認いただいたということで、次に進めます。

(3) 地域福祉計画策定における今後の取り組み及びスケジュールについて

① 今後の取り組み及びスケジュール【資料3】

事務局（渡邊課長補佐）：資料3、そして、本日配布の資料3-2を使って今後のスケジュールを簡単に説明します。資料3の現在進めている作業内容、スケジュールをご確認ください。

資料3で示すとおり、いくつかの作業工程を進めながら令和8年3月末までの日程でこの計画を進めてまいります。表の下部に黒丸で示しているのが大まかな会議の日程です。地域福祉推進会議は4回、健康づくり推進協議会の会議も4回、開催を予定しています。2回目（10月）と3回目（12月）は合同会議を行い、健康づくり推進協議会の7名の委員さまと皆さま合わせて、共通の部分についての会議を進めていきたいと考えています。

会議の内容については下段に、第1回会議（8月26・27）としていますが、27日は健康づくり推進協議会の会議を予定しています。主な内容は「計画策定にあたって・今後のスケジュール」を、第2回会議は日程調整により10月22日ということで、また司会から詳しくご案内しますが、「計画の方向性・骨子案の検討」をご検討いただきたいと考えています。第3回会議（12月）では「計画素案の検討」を、その後、パブリックコメントを経て第4回会議では「パブリックコメント結果の報告・計画案の検討」ということで2月を予定しています。

② 団体インタビューについて【資料3-2】

事務局（渡邊課長補佐）：次回、10月の第2回会議の前に団体インタビューを行う予定で準備を進めていきたいと考えています。前回、第3期の計画の際も実施しましたが、市内で活発に活動されている関係団体にインタビューという形で活動内容をお尋ねしながら計画策定を進めていきたいと考えています。9月の日程で、各団体の代表者にこういう趣旨で依頼し、ご了解いただいた団体に話をお聞きしたいと考えています。

ページ裏面には「インタビューの内容について（案）」ということで、団体の活動の状況と、団体からみた地域の状況をお尋ねしていこうと考えています。

最終ページは、前回第3期計画策定の際にインタビューにご協力いただいた団体のリストです。今回もこの団体数に近い団体にご協力いただければ、福祉課、健康推進課、社会福祉協議会の三者で調整を図りながらインタビューを実施していきたいと考えています。また、団体リストの15団体以外にインタビューに協力いただける団体がありましたら、ご推薦ください。

榎本委員長：今後のスケジュール等について説明いただきました。何かご質問がありますか。特にないようですので、承認いただいたということで進めます。

本日は多くの貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。事務局におかれては、今後の事業遂行の中で、本日、委員の皆さまから提案されたご意見等を踏まえ、進めていただきたいと思います。

本日の会議の審議は全て終了しました。以上をもって、私の議長としての職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局：榎本委員長におかれましては、議事をスムーズに進行いただき、ありがとうございました。委員の皆さまも長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

6 その他

事務局：その他でございます。次回の会議の案内でございます。

令和7年10月22日（水）午後1時30分から健康づくり推進協議会との第1回合同会議がふれあいセンター2階コミュニティホールでございます。そのあと、3時から第2回地域福祉推進会議がふれあいセンター2階研修室でございます。よろしくお願いします。他にございませんでしょうか。

（意見等なし）

7 閉会

事務局：以上を持ちまして、鴨川市地域福祉推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。本日はお疲れ様さまでした。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和7年9月29日

署名 鈴木 助市